

児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則をここに公布する。

平成20年3月14日

香川県知事 真鍋武紀

### 香川県規則第4号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する証票は、第1号様式によるものとし、同法第9条の6に規定する証票は、第2号様式によるものとする。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式

(表)

← 9.1 センチメートル →		第 号
身 分 証 明 書	所 属 職 名 氏 名	
年 月 日生		
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する業務に従事する児童委員、児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		
香川県知事		印

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（出頭要求等）

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 略

（立入調査等）

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

（再出頭要求等）

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 略

第2号様式

(表)

		9.1センチメートル	
		第 号	
身 分 証 明 書			
	所 属 職 名 氏 名		
		年 月 日生	
<p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に規定する業務に従事する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p>			
年 月 日			
香川県知事			印

(裏)

<p>児童虐待の防止等に関する法律（抜粋） (臨検、捜索等)</p> <p>第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>3～6 略 (身分の証明)</p> <p>第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--